消費生活相談員資格取得受験対策講座要項

◆趣旨及び目的

平成 26 年 6 月、消費者安全法が改正されて、都道府県及び市町村は「消費生活センター等に事業者に対する消費者からの苦情に係る相談・あっせんに従事する消費生活相談員を置くこと」になりました。消費生活相談員は、「消費生活相談員資格試験」に合格した者又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると都道府県知事や市町村長が認めた者から任用することになりました。

そこで消費生活相談員の資格を取得したい方、消費生活に関する専門的な知識を身につけたい方のための受験対策講座を実施します。

◆対象

消費生活専門相談員有資格者で、国家資格の「消費生活相談員」取得を目指している方、消費生活アドバイザー・消費生活コンサルタントの有資格者および関心のある一般市民　20 名。

◆内容

下記カリキュラム案により、専門講師による過去の試験問題へのチャレンジと解説を中心に進め、さらに県内有志弁護士による消費者関連法についての講義を行います。

全 5 日いずれも日曜日 1 日 3 コマの計 15 講座です。

＜カリキュラムは変更する場合があります＞

回数	期日	会場	内容及び時間割	
			9:30～11:00	11:10～16:10 （途中昼食休憩 1 時間）
1	5 月 27 日	水戸市国際交流センター研修室 1	民法の基礎知識	問題集Ⅰの正答と解説
2	6 月 24 日	みと文化交流プラザ 501 号室	消費者基本法、消費者安全法、紛争手続法の基礎知識	問題集Ⅱの正答と解説
3	7 月 29 日	水戸市国際交流センター研修室 1	消費者契約法の基礎知識	問題集Ⅲの正答と解説
4	8 月 26 日	みと文化交流プラザ 102 号室	特定商取引法の基礎知識	問題集Ⅳの正答と解説
5	9 月 23 日	みと文化交流プラザ 102 号室	割賦販売法の基礎知識	小論文の書き方等

※問題集Ⅰの用紙は事前に受講生に送付します。自宅学習で問題を解いて、当日持参ください。

問題集Ⅱは第 1 回目、問題集Ⅲは第 2 回目、問題集Ⅳは第 3 回目に配布します。

※可能であれば「消費者六法」を持参してください。

◆会場　みと文化交流プラザ　水戸市五軒町１－２－１２

水戸市国際交流センター　水戸市備前町６－５９　　電話 029-221-1800

◆主催　特定非営利活動法人 NPO 消費者市民ネット 21

◆共催　水戸市消費生活センター　水戸市五軒町１－２－１２　みと文化交流プラザ３F

◆参加費　無料

◆問合せおよび申込み先

NPO 消費者市民ネット 21⇒info@syouhisyashimin-net21.org

水戸市消費生活センター⇒電話　０２９－２２６－４１９４・FAX　０２９－２２２－６８２６

申込締め切り　　平成 30 年 5 月 10 日

※国家資格を取得しても就職を保証するものではありません。

※この受験対策講座で知り得た個人情報は、目的以外には使用しません。

消費生活相談員資格取得受験対策講座申込書

締め切り　5 月 10 日

氏名（ふりがな）	
住所	〒
連絡先	電話　　携帯 FAX メールアドレス
職業	あり⇒ なし
年齢	歳代
現在の資格 該当するものに〇	消費生活専門相談員　　消費生活アドバイザー 消費生活コンサルタント　その他（　　） なし